

平成 26 年度において申立てされた親権停止の事例等

1. 児童相談所長による親権制限に係る審判の申立て

平成 26 年度において全国の児童相談所長が行った親権停止の審判の申立ての実績は 15 自治体で 23 事例であった。(25 年度：16 自治体 23 事例)

【平成 26 年度に申立てされた親権停止事例の概要】

事例 1

<申立ての背景>

- ・ 児童は、出生時から先天的な障害があった。
- ・ 父母は児童の養育を放棄し、置き去りにしたため、児童は一時保護となった。
- ・ 児童相談所が来所や児童の養育について再三働きかけても、父母は応じなかった。

<申立て後の状況>

- ・ 本案が認容され、児童は入所措置となった。

事例 2

<申立ての背景>

- ・ 障害のある児童を父母が登校させず、施設での訓練も拒否。児童相談所の関与も拒否している。
- ・ 児童は職権による一時保護後、施設入所となった。
- ・ 児童の訓練治療の必要性について父母への働きかけを継続したが、父母の拒否は変わらなかった。
- ・ 児童相談所はセカンドオピニオンの医師 2 名から意見を聴取し、訓練治療が必要であると判断した。

<申立て後の状況>

- ・ 保全処分及び本案が認容された。訓練治療を行っている。

事例 3

<申立ての背景>

- ・ 児童は治療上、輸血が必要な状況であった。
- ・ 父母が信仰上の理由により、児童への輸血治療同意書の署名を拒否したため、医療機関から通告があった。

<申立て後の状況>

- ・ 父母が親権停止を承認したため、保全処分を取り下げ、本案のみが認容された。未成年後見人の同意に基づき治療を実施している。

事例 4

<申立ての背景>

- ・父からの身体的虐待により、児童は入所措置となった。
- ・父に対し、面会・通信制限処分を行ったが、父は児童への接近行為を繰り返した。
- ・児童の意思を確認し、親権停止を申し立てた。

<申立て後の状況>

- ・本案が認容された。父に対しては文書による指導を行った。

事例 5

<申立ての背景>

- ・精神疾患による入退院を繰り返す母が、児童を出産した。
- ・児童の父は不明で、親族の協力も得られないため、児童は一時保護委託された。
- ・母は、成年後見人が選任されている状況であり、母の言動からみても親権行使は困難で、児童の利益を害する状況にあった。

<申立て後の状況>

- ・本案は認容された。児童は入所措置となり、順調に生育している。

平成 26 年度に全国の児童相談所長が行った親権喪失の審判の申立ての実績は、1 自治体で 1 事例であった。(25 年度：6 自治体 7 事例 (親権喪失及び管理権喪失の審判の申立て))

2. 児童相談所長による複数人又は法人の未成年後見人の選任の申立て

平成 26 年において全国の児童相談所長が行った複数人及び法人の未成年後見人の選任の申立ての実績は、8 自治体で 10 事例であった。(25 年度：10 自治体 11 事例)

法人で未成年後見人として選任されたものは、県の社会福祉士会、弁護士法人等が見られた。また、複数人の未成年後見人の事例としては、弁護士、社会福祉士、児童福祉施設施設長による事例があった。